

平成22年10月14日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 作井薰  
平成19年(行ウ)第787号 公務外認定処分取消請求事件  
口頭弁論終結日 平成22年7月1日

判 決

原 告 [REDACTED]  
同訴訟代理人弁護士 西 畠 正  
同 井 上 章 夫  
同 長 谷 川 敬 祐

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

被 告 地方公務員災害補償基金  
同 代表者理事長 橋 本 勇  
処 分 行 政 庁 地方公務員災害補償基金  
香 川 県 支 部 長  
浜 田 恵 造  
被告訴訟代理人弁護士 羽 根 一 成

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

地方公務員災害補償基金香川県支部長が原告に対し平成17年5月31日付  
けで行った[REDACTED]の災害を公務外と認定した処分を取り消す。

##### 第2 事案の概要等

###### 1 事案の概要

本件は、原告が、その夫である[REDACTED](以下「[REDACTED]」という。)の死亡

は公務に起因するものであるとして、被告の従たる事務所の長である地方公務員災害補償基金香川県支部長(以下「処分行政庁」という。)に対し、地方公務員災害補償法に基づき、公務災害認定請求をしたところ、同死亡は公務外と認定する旨の処分(以下「本件処分」という。)を受けたことから、その取消しを求める事案である。

###### 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、文末に記載する証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である。

###### (1) 当事者等

ア 原告(昭和38年8月20日生まれ)は、[REDACTED](昭和38年1月18日  
生まれ)の妻である。原告と[REDACTED]は、昭和62年11月28日に婚姻し、  
その間には2人の子がいる。〔甲4〕

イ [REDACTED]は、昭和56年4月に高松市消防局に採用されて消防士に任命され  
て以降、消防職員として勤務していたが、平成11年5月10日、えのも  
とクリニックにおいて「うつ状態」と診断され、同月14日から行方不明  
となり、同月16日、岡山県倉敷市児島の山中で絶命(自殺)しているの  
を発見された(以下「本件死亡」という。)。

###### (2) 高松市南消防署の組織等の概要

ア 高松市には、消防事務を処理する組織として、消防本部である高松市消  
防局並びに北消防署(以下「北署」といい、後述の消防署も同様に略称す  
る。)、南消防署、東消防署及び西消防署の四つの消防署が置かれている。  
南署には、平成9年から平成11年にかけて、南署本署のほか、高松市太  
田、同市仏生山及び同市円座に出張所が設置されており、南署本署は、予  
防係、警防第1係、警防第2係及び救急隊(なお、警防第1係及び警防第  
2係は、同年4月27日以降、防災第1係及び防災第2係と改称されてい  
る。)で構成されていた。〔乙3・43頁~52頁〕

イ 南署の警防係及び出張所の職務内容は、以下のとおりであった。〔乙3

・48頁～50頁、53頁〕

(ア) 警防係

署員の服務、教養及び福利厚生、水火災、地震等の災害の警戒防御。消防水利の保全及び点検。消防・防災訓練。警防関係届出等の処理。消防施設等の保全及び点検。防災計画及び警防計画。火災予防査察等。自主防火・防災組織の訓練指導。救助業務に関することなど。

(イ) 出張所

- a 予防査察及び違反処理。予防関係届出等の処理。
- b 火災の原因及び損害の調査その他災害の調査。火災予防の指導及び広報広聴。自主防火・防災組織の育成指導。水火災、地震等の災害の警戒防御。消防水利の保全及び点検。消防・防災訓練。警防関係届出等の処理。消防施設等の保全及び点検。防災計画及び警防計画。その他管内の消防に関すること。
- c 救急業務に関すること（救急隊配置の出張所）。

ウ 南署には、南署本署に指令車、1号車（タンク車）、救助車（ポンプ車）、梯子車及び救急車が、太田出張所に太田車（ポンプ・タンク併用車）が、仏生山出張所に仏生山車（ポンプ車）が、円座出張所に円座車（ポンプ車）及び救急車がそれぞれ配置されていた。それぞれの車両特性や取扱方法が異なるため、各消防士は車両単位で配置されて車隊を編成し、各車両（車隊）の担当者は、車隊長（車両を運営する上での意思決定者）、機関員（車両の実際の運用を司る者）、操作員（車隊長・機関員の下で警防活動に従事する者）に分けられていた。〔乙3・51頁、証人岡谷〕

ただし、車両によって、その日に出勤する職員が足りない場合には、他車両の担当者が「代勤」（本来職務と同格以下の職務を命じられた場合）又は「代理」（本来職務より上位の職務を命じられた場合）として、本来

の配置と異なる車両の担当を命じられたり、「兼務」（本来職務に加えて別の職務を命じられる場合）を命じられることがあった（以下、代勤、代理又は兼務を併せて「代勤業務」という）。また、出張所の職員に欠員が生じた場合、南署本署から職員を補充することもあった（以下、この補充として出張所で業務することを「出張所代勤業務」といい、これと代勤業務を併せて「代勤業務等」という。）

エ 南署警防係の勤務時間等

(ア) 平成10年5月24日まで

午前9時から翌日午前9時15分までの24時間15分を1当務とする隔日勤務であり、8週間に14日の週休日があった。1当務の勤務時間は、夜勤中（午後8時から翌日午前7時30分まで）の仮眠時間の取り方によって、A・B・Cの3交替制とされ、その間に4時間の勤務時間、合計7時間の仮眠時間、合計30分の休憩時間を確保することとされていた。

夜勤中の勤務形態は、以下のとおりであった。〔乙3・58頁〕

A班 ①勤務：午後8時～午後12時、②仮眠：午後12時～午前7時、③休憩：午前7時～午前7時30分

B班 ①休憩：午後8時～午後8時30分、②仮眠：午後8時30分～午後11時30分、③勤務：午後11時30分～午前3時30分

C班 ①仮眠：午後8時～午前3時、②勤務：午前3時～午前7時、③休憩：午前7時～午前7時30分

(イ) 平成10年5月25日以降平成11年10月9日まで

午前8時30分から翌日午前8時30分までの24時間を1当務とする隔日勤務であり、4週間に8日の週休日があった。1当務の勤務時間は、夜勤中（午後10時から翌日午前6時まで）の仮眠時間の取り方に

よって、A・B・C・Dの4交替制とされ、その間に2時間の勤務時間と6時間の仮眠時間を取ることとされた。

夜勤中の勤務形態は、以下のとおりであった。〔乙3・57頁〕

A班 ①勤務：午後10時～午後12時、②仮眠：午後12時～午前6時

B班 ①仮眠：午後10時～午後12時、②勤務：午後12時～午前2時、③仮眠：午前2時～午前6時

C班 ①仮眠：午後10時～午前2時、②勤務：午前2時～午前4時、③仮眠：午前4時～午前6時

D班 ①仮眠：午後10時～午前4時、②勤務：午前4時～午前6時

### (3) 本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成13年7月1日、処分行政庁に対し、本件死亡について公務災害認定請求をした。処分行政庁は、平成17年5月31日付で、本件処分を行った。

イ 原告は、同年8月3日、本件処分を不服として、地方公務員災害補償基金香川県支部審査会に対し、審査請求をした。同審査会は、平成18年7月26日、同審査請求を棄却するとの裁決をした。

ウ 原告は、同年9月1日、上記裁決を不服として、地方公務員災害補償基金審査会に対し、再審査請求をした。同審査会は、平成19年6月11日、同再審査請求を棄却するとの裁決をし、原告は、同月27日、同裁決を知った。

エ 原告は、同年12月27日、本件処分の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

### 3 爭点

████の罹患した精神疾患（うつ病エピソード）及び本件死亡が、公務に起因

するものであるかどうか。

### 第3 爭点に関する当事者の主張

#### 1 原告の主張

(1) █████は、以下ア～ウのとおり、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の救助活動（以下「大震災救助活動」という。）に従事したことにより、心的外傷を受けてストレス耐性が低下し、心理的負荷に反応しやすい精神状態となり、平成10年4月27日に消防士長に昇任したこと（以下「本件昇任」という。）に伴う代勤業務等を含む業務の急激な増加、責任の増大によって高度の心理的負荷を受けた結果、同年10月末ないし同年11月初めころ、うつ病エピソード（以下「本件疾病」という。）を発症し、その後も、心理的負荷は改善、解消されずに、悲惨な火災現場への臨場、出張所代勤業務の増加、上司の異動、自損事故の発生が続いたことによって本件疾病が悪化して本件死亡に至ったものであり、以上の経過につき公務以外の要因はない。したがって、本件疾病及び本件死亡は、公務に内在する危険が現実化したものであり、公務に起因するものである。

ア █████は、四国地区救助指導会等において優秀な成績を収めるなど、職務の遂行上、心身ともに何の問題もなかったにもかかわらず、平成7年1月、大震災救助活動に従事したことによって心的外傷を受け、ストレス耐性が低下し、心理的負荷に反応しやすい精神状態になった。

イ █████は、以下ア～ウのとおり、平成10年4月27日、梯子車隊機関員に配置転換後わずか1年で消防士長に昇任し（本件昇任）、職務範囲が拡大するとともに責任が加重され、さらに、同年5月25日に行われた勤務体制の変更や人員不足によって代勤業務等が増加するなどして、強い心理的負荷を受けた結果、同年10月末ないし同年11月初めころ、本件疾病的発症した。

（ア） 本件昇任に伴う職務の拡大

[ ]は、同年4月27日の本件昇任に伴い、庶務関係の補助、水利台帳の整理等の職務が加わった。当時は、パソコンが消防職場に普及し始めたころであり、若くして消防士長に昇任した[ ]がパソコン業務を始めたところであり、慣れない事務処理業務が増加した。また、[ ]は、同年6月、署所統廃合検討委員会の南署委員に任せられ、それまで経験したことのない委員会出席や報告書類の検討、作成にも携わるようになった。なお、[ ]は、同年5月ころから、非番日や週休日にも地理・水利の調査をしたり、自宅において資料を読み、書類作成をしたりすることが多くなった。

#### (イ) 本件昇任に伴う代勤業務等の増加

- a 南署においては、車隊長（車隊長代理）となるためには、消防士長以上の階級であることを要し、1号車、救助車及び梯子車の機関員となるためには、大型免許が必要であった。また、高松市消防局の勤務体制は、平成10年5月25日、4週8休制に変更されて週休が増加したもの、これに伴う人員の補充はされず、警防第2係の職員が1人減少したことによって、各車隊間の人員のやりくりが難しくなった。大型免許を持っていた[ ]は、梯子車隊機関員が本来の職務であったが、本件昇任に伴い、代勤業務が増加し、現場活動の責任者として車隊長代理を命じられる頻度も高くなった。
- b [ ]は、本件昇任後、職員数の少ない出張所の週休者を補充するために出張所代勤業務も増加した。特に、平成11年1月から同年4月にかけて長期病休者が出て太田出張所への出張所代勤業務の大半は、[ ]が行った。
- c 南署においては、梯子車隊は車両運用順位が低く代勤業務に回されやすい上、年が若く消防士長歴の浅い[ ]に面倒な仕事が回されやすい風潮があったことなどから、[ ]に代勤業務等が集中した。[ ]の

代勤業務等は、同種同格の職員（消防士長）と比較しても突出して多く、本件昇任後に合計119回の代勤業務等（そのうち出張所代勤業務は12回）を行っている。これに対し、[ ]と同時期に消防士長に昇任した[ ]消防士長（以下「[ ]士長」という。）は合計34回（そのうち出張所代勤業務は4回）、[ ]の次に代勤業務等の多い[ ]消防士長（以下「[ ]士長」という。）は合計78回（そのうち出張所代勤業務は0回）の代勤業務等を行っている。[ ]自身について本件昇任前後の状況を比較しても、本件昇任前1年間（平成9年4月25日～平成10年4月26日）においては、本来職務が73回、代勤業務等が55回（そのうち出張所代勤業務は1回）であったのに対し、本件昇任後1年間（同月27日～平成11年4月26日）においては、本来職務がわずか4回、代勤業務等が116回（そのうち出張所代勤業務は12回）である。このように、[ ]は、本件昇任に伴い代勤業務等が飛躍的に增加了。

d 代勤業務等は、本来の職務と異なる職務を命じられるものであり、その心理的負荷が本来の職務より大きいことは明らかである。特に、車隊長代理は、隊員を指揮命令し、その安全管理に配慮する職務を負う現場活動の責任者であり、若くして車隊長代理となれば、年上の職員に対しても指示を出さなければならない。消防現場は、先輩後輩の関係が通常の職業以上に重視される職場であり、先輩の消防士及び消防士長に対して正確な指揮命令をしなければならないという心理的負荷は大きい。また、出張所代勤業務は、本来の職務と異なる車両を担当し、異なる職場での人間関係にも気を遣うなど、南署本署における代勤業務と比べても、その心理的負荷は大きい。[ ]は、出張所代勤業務（車隊長代理）に備えて、週休日や非番においても、当該出張所の管轄区域内の地理・水利の調査に出かけていた。

(ウ) 4週8休制の導入による夜勤の不規則化

南署が4週8休制を導入した結果、夜勤の勤務形態が変わって仮眠時間が一層細切れとなり、職員の負荷は大きくなつた。代勤業務時の夜勤は代勤業務先のローテーションに組み込まれることから、代勤業務は夜勤を不規則なものとし、代勤業務の頻度が高い康博の心理的、身体的負荷は大きくなつた。

ウ [ ] は、本件疾病発症後も、以下(ア)～(エ)のとおり、通常職務に比べてストレスの大きい職務に従事し、強い心理的負荷を受けたことにより、本件疾病が悪化して本件死亡に至つた。[ ] は、大震災救助活動でストレス耐性が低下し、既に本件疾病を発症していた者であり、本件疾病発症後に従事した職務により受ける心理的負荷は大きいものであつた。

(ア) [ ] は、平成11年1月1日に火災出動（以下「本件消防活動」という。）した際、重症の被災者（全身火傷の女性）を目撃して立ちすくむなど、急性ストレス反応をうかがわせる状況に陥つた。

(イ) 太田出張所においては、同月21日から同年4月29日までの間、長期休暇者が出たため、[ ] に同出張所への出張所代勤業務が集中した。

(ウ) [ ] の所属する防災第2係において同月27日付けの人事異動があり、[ ] が信頼していた上司である梯子車隊車隊長をしていた[ ] 消防士長（以下「[ ] 隊長」という。）らが異動することとなつた（以下「本件人事異動」という。）。これにより、[ ] は、大きな喪失感を感じ、また、同係において、同一車隊経験年数が2年以上の者は[ ] を含めて2名だけとなり、同係における[ ] の責任は重くなつた。

(エ) [ ] は、同日、新任の梯子車隊車隊長と共に梯子車の走行訓練を行い、[ ] が誘導して梯子車を車庫に格納する際、梯子車が車庫上部に接触する軽微な事故（以下「本件自損事故」という。）が発生した。[ ] は、本件自損事故が[ ] の責任であると考え、過度の自責的態度を示した。

(2) 公務起因性（公務に内在する危険の現実化）を判断するための行政指針として、厚生労働省基準局通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（乙5。以下「判断指針」という。）があるところ、以下ア～オのとおり、本件疾病及び本件死亡は、判断指針によつても、公務起因性が認められる。

ア 判断指針は、精神障害の発病の有無等を明らかにした上で、業務による心理的負荷の強度、業務以外の心理的負荷の強度、個体側要因を評価、検討し、業務以外の心理的負荷や個体側要因に特段の問題がない場合、業務による心理的負荷の強度の評価が「強」であれば、業務（公務）災害と認定してよいとする。このうち、業務（公務）による心理的負荷の強度の評価については、①精神障害を発病するおおむね6か月前までの間の出来事を具体的に把握し、それらが別紙1の別表1「職場におけるストレス評価表」（以下「判断指針別表」という。）(1)記載のどの「具体的出来事」に該当するかを判断し、その平均的な心理的負荷の強度を評価する、②次いで、当該出来事の具体的な内容その他の状況を把握した上で、判断指針別表(2)が掲げる視点に基づき、上記評価を修正する必要がないかを検討する、③当該出来事に伴う変化等に係る心理的負荷がどの程度過重であったかについて、判断指針別表(3)記載の各項目に基づき、出来事に伴う変化等が、その後、どの程度持続、拡大あるいは改善したかを検討する、④上記①～③によって評価した心理的負荷の強度の総体が、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷（総合評価が「強」）と認められるかを検討するというものである。また、業務以外の心理的負荷の強度は、別紙1の別表2「職場以外のストレス評価表」により評価し、個体側要因については、既往歴、生活史、アルコール等の依存状況等、性格傾向から客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度のものと認められるか否かを検討することとなる。

イ(ア) [■]が本件疾病を発症する以前の出来事（上記(1)イ）について、その平均的な心理的負荷の強度をみると、判断指針別表(1)のうち、本件昇任は、「⑤役割・地位等の変化」、「自分の昇格・昇進があった」に該当し、強度はI、本件昇任に伴う担当職務や代勤業務の増加は、「③仕事量・質の変化」、「勤務形態に変化があった」に該当し、強度はII、夜勤の不規則化は、「③仕事量・質の変化」、「勤務形態に変化があった」に該当し、強度はIになると考えられる。

(イ) しかしながら、[■]は、本件昇任によって質、量ともにかなりの程度の心理的負荷がかかっており、特に代勤業務等の増加については、その回数が異常であることからすれば、相互に関連する他の出来事とあいまって、「③仕事量・質の変化」、「勤務形態に変化があった」ことの心理的負荷の強度をIIIに修正し、総合評価は「強」と評価すべきである。なお、本件昇任や代勤業務等の増加に伴う[■]の心理的負荷は、解消、改善されずに1年間継続し、むしろ出張所代勤業務が増加していることなどからすれば、出来事に伴う変化等による心理的負荷は「相当程度過重」であるといえる。

(ロ) なお、[■]医師作成の意見書（乙4。以下「[■]意見書」という。）及び[■]教授作成の意見書（乙6。以下「[■]意見書」という。）は、代勤業務等の増加による心理的負荷について、判断指針別表(1)の「③仕事量・質の変化」、「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」に該当し、その強度をIIとしつつも、[■]の経験等にかんがみると、これを修正すべき要素はない評価しているが、他の消防隊員にとっても代勤業務等によるストレスは大きく、[■]の代勤業務等の回数が顕著に多かったことからすると、上記評価は、代勤業務等による心理的負荷を理解しないものである。また、待機時間については、休憩時間ではないから、その心理的負荷の程度が低いという評価はできない。

ウ(ア) 判断指針は、ストレース脆弱性理論に基づいているところ（甲40）、[■]は公務が原因となって心理的負荷に反応しやすい精神状態になったのであるから、[■]の脆弱性（ストレス耐性の低下）は公務起因性を肯定する方向に働くというべきである。[■]医師作成の平成22年1月16日付け意見書（甲37。以下「[■]意見書」という。）は、大震災救助活動によって[■]のストレス耐性が低下したとし、本件昇任後の公務による心理的負荷の強度をIII、総合評価を「強」と評価している。

(イ) この点、[■]意見書及び[■]意見書は、[■]に心的外傷後ストレス障害（以下「PTSD」という。）の典型的な症状は観察されず、大震災救助活動と本件疾病との因果関係は明らかではない、急性ストレス反応（ASD）が起きた可能性は否定できないものの、平成9年4月までには自然治癒していたとする。しかしながら、原告は、[■]についてPTSDの確定的診断があることを主張するものではない。また、災害発生後に遅発性のストレス症状を示すことがあり、惨事ストレスがその後の心理的反応に強く影響し、うつ病を発症しやすいということは、[■]教授作成の意見書（甲39。以下「[■]意見書」という。）等から明らかである。[■]の大震災救助活動後における変化、平成10年5月21日に同僚が起こした救急車横転事故を見て突如泣き出すなど外傷性ストレス反応がみられることなどからすれば、[■]は、大震災救助活動による精神症状（心的外傷後ストレス症状）が数年後になって悪化し、ストレス耐性が低下し、そのような状態で本件昇任等によるストレスが加わって本件疾病を発症したものと考えるのが相当である。

エ [■]は、本件疾病発症後これを悪化させて本件死亡に至っているところ、本件疾病発症後の出来事（上記(1)ウ(ア)～(エ)）についてその平均的な心理的負荷の強度をみると、判断指針別表(1)のうち、本件消防活動における出来事は、「①事故や災害の体験」、「悲惨な事故や災害の体験（目撃）をし

た」に該当し、強度はⅡ、出張所代勤業務の増加は、「③仕事の量・質の変化」、「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」に該当し、強度はⅡ、本件人事異動は、「⑦対人関係の変化」、「上司が変わった」に該当し、強度はⅠ、本件自損事故はいずれにも該当しないものである。しかしながら、[REDACTED]は、大震災救助活動によってストレス耐性が低下し、かつ、既に本件疾病を発症した状況において、更に追い打ちをかけるように上記の出来事が集中したことなどにかんがみると、上記(1)ウの心理的負荷の強度を総合的に評価すれば「強」と評価することができ、本件疾病の悪化は公務に内在する危険が現実化したものといえる。

オ [REDACTED]は、心身の健康に問題はなく、精神疾患に罹患しやすい傾向も全く認められず、[REDACTED]に対し、公務以外の出来事により心理的負荷がかかったという事情はない。[REDACTED]は、責任感が強く、几帳面で我慢強い性格であったが、職務遂行等に問題はなく、むしろ周囲から高く評価される有能な人物だったのであり、これらを個体側の要因としてとらえるのは相当でない。

## 2 被告の主張

(1) 地方公務員災害補償制度は、公務に内在する危険性が現実化して職員が負傷し又は疾病に罹患したときにおいて、地方公共団体が、何ら過失がなくとも、損失補償に当たるというものである。精神疾患は、素因、環境因等の複数の病因が関与し、環境由来のストレス（環境因）と個体側の反応性・脆弱性（素因）との相関関係で発症するものとされるが（ストレス一脆弱性理論）、精神疾患とこれらの個々の病因との関係を科学的に立証することは困難であるため、精神疾患と公務との相当因果関係（公務に内在する危険の現実化）については、従事した職務の内容を客観的に明らかにして、それに由来するストレスの有無及び程度を判断するという方法によって推認するほかない。

被告は、このような観点から、公務員の負傷又は疾病について公務上か公務外か（公務起因性の有無）の認定を円滑かつ公平に行うための実務上の取扱基準として、「公務上の災害の認定基準について」（乙1）及び「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」（乙2）を定め、①「自殺前に起因する自殺の公務災害の認定について」（乙1）を定め、「自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突發的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること」又は②「自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突發的事態の発生、又は行政上特に困難な事情が発生するなど、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症したことが、医学経験則に照らして明らかに認められ」、「精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が、精神疾患の個別疾病的発症機序等に応じ、妥当と認められ」る場合に該当し、かつ、「被災職員の個体的生活的要因が主因となって自殺したものではないこと」に該当するときは、公務災害として取り扱うこととしている。

[REDACTED]の本件疾病の発症及び本件死亡については、上記②の場合の公務起因性が問題となる。

(2) [REDACTED]は、平成10年11月ころ、本件疾病を発症していたものと考えられるところ、その時点から6か月前の期間を含む本件死亡前1年間における[REDACTED]の勤務状況をみてみると、以下ア及びイのとおり、いずれも消防士長の職に割り当てられた通常の日常の職務の範囲内のものであり、特に過重なものではないから、本件疾病は公務に起因するものとはいえない。

### ア 代勤業務等

代勤業務等は消防士長の職に割り当てられた日常の職務であり、[REDACTED]が

行った代勤業務等は、以下(ア)～(ウ)のとおりであって、特段のトラブルもなかったのであるから、■■の代勤業務等について、その回数が同格の消防士長と比較して多かったことをもって特に過重であったということはできない。

(ア) 平成10年5月～平成11年4月までの間の■■の具体的な勤務状況をみても、1か月当たりの出場回数は、少ない月で1回、多い月でも7回にすぎず、1か月当たりの代勤業務の回数は、少ない月で5日、多い月でも11日であり、1か月当たりの出張所代勤業務は、少ない月で0日、多い月でも2日にすぎない。また、8週14休又は4週8休という勤務体制は、消防職員として標準的なものであり、■■は、休暇を多い月では5日取得し、1か月当たりの時間外勤務及び休日勤務の合計時間は、少ない月で1時間、多い月でも34時間46分にすぎず、休日勤務のうち出場回数は1年間で3回にすぎない。以上の勤務状況からは、公務が過重であったとはいえない。

(イ) ■■は、約18年にわたる豊富な経験を有する優秀な消防職員であつて、最も操作が困難とされる梯子車の取扱いに精通していることなどからすれば、他の車両も乗りこなすことができたものと考えられる。

(ウ) 原告は、代勤業務等において担当する職務は本来の職務と異なると主張する。しかし、人事上の取扱いとして、遂行すべき職務に応じた役職に就くことが必要であり、本来の職務かどうかという区別はないし、消防隊員が行うべき職務を遂行する役割が違うにすぎない。また、組織上、年少の隊員が年長の隊員を指揮することも当然あることであり、それによって■■が嫌がらせ等を受けた事実はない。

また、原告は、代勤業務によって■■の夜勤が不規則になったと主張する。しかし、仮にそうであるとしても、■■は、仮眠時間が確保されている上、4週8休の勤務体制の中で休日も取れており、その勤務状況

は日々の疲労を十分回復し得るものであった。

さらに、原告は、■■の出張所代勤業務は大きなストレスを伴うものであったと主張する。しかし、■■の出張所代勤業務において大きなストレスが生ずるほど人間関係が希薄であったとする根拠はなく、本来と異なる管轄区域を担当するといつても、出張所の管轄区域は、南署が管轄する高松市の行政区域の4分の1の管轄区域の更にその一部にすぎず、■■は高松市の出身であり土地勘もあった。

■■の代勤業務等については、具体的な作業内容、作業時間は明らかでなく、特段のトラブルはなかったから、単に同格の同僚と比較してその回数が多かったことをもって特に過重な業務に従事したということはできない。

イ ■■の業務による心理的負荷の要因に関する原告の主張について  
(ア) 原告は、上記要因として、■■が本件昇任をしたことに伴い、庶務関係の補助、水利台帳の整備等、パソコンでの事務処理、署所統廃合検討委員会の委員の事務等に従事したことなどを挙げる。しかし、これらの業務は、消防士長の職に割り当てられた通常業務であるところ、具体的な作業内容、作業時間は明らかでなく、特段のトラブルもなかったから、これらが特に過重なものであったということはできない。

(イ) 原告は、上記要因として、■■が週休日や非番の日に地理・水利の調査に出かけたことや自宅において書類作成等をしたことを挙げる。しかし、これらは、■■が自主的に行ったものにすぎない上、具体的な作業内容や作業時間は明らかでなく、特に過重なものであったとする事情はない。

(ウ) 原告は、上記要因として、①本件消防活動の際、重症の被災者を目撃したこと、②同年4月27日発令の本件人事異動、③同日の本件自損事故の発生等を挙げる。しかし、①については、■■は消防士として約1

8年の経験を有していた者であって、初めての出来事ではなく、また、  
[REDACTED]は危険な状況に直面したわけではなく、当該火災出場が通常の火災  
出場と違いがあるものかどうかは明らかでないこと、②については、人  
事異動自体は業務の過重性に関連するものではないこと、③については、  
[REDACTED]自身が起こした事故ではなく、事故内容は軽微なものであり、[REDACTED]  
は処罰の対象にもなっていないことからすると、いずれも上記要因とな  
るものではない。

なお、[REDACTED]は、平成10年11月ころには本件疾病を発症していたこ  
とからすると、[REDACTED]が上記①～③の出来事に過剰に反応したのは、公務  
に起因するものではなく、本件疾病によるものと解される。

(3) 原告は、[REDACTED]が大震災救助活動によって心理的負荷に反応しやすい精神状  
態になっていたと主張するが、大震災救助活動の具体的な作業内容、作業時  
間は明らかでない。また、発病から遡れば遡るほど出来事と発病との関連性  
を理解することは困難であり、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10  
回修正・心身及び行動の障害（以下「ICD-10」という。）による分類  
F43.1外傷性ストレス障害（PTSD）の診断ガイドラインにおいても、  
「心的外傷後、数週間から数か月にわたる潜伏期間（しかし6か月を超える  
ことは希）」とされており、4年も前の大震災救助活動の影響との関係で、  
[REDACTED]の業務が特に過重であると評価することはできない。

この点、[REDACTED]意見書（甲39）は、[REDACTED]が大震災救助活動によりPTSD  
を発症し、本件昇任によりうつ病を合併したとするが、あくまで可能性を指  
摘するものにすぎず、また、原告の提出した医学的文献によても、慘事体  
験とうつ病との関係、心的外傷とうつ病との関係は明らかにされておらず、  
[REDACTED]が、大震災救助活動後、消防業務に従事して日常生活を送っていること  
からすると、PTSDを発症していたとは考えられないし、本件昇任によつ  
て遅発性のPTSDを発症したとも考えられない。なお、[REDACTED]意見書は、大

震災救助活動による康博のPTSD発症を否定し、大震災救助活動と本件疾  
病との関係は明らかではないとし、[REDACTED]意見書も、[REDACTED]をPTSDと診断す  
るには無理があるとし、[REDACTED]が急性ストレス反応（ASD）を発症していた  
としても、平成9年4月ころまでには自然治癒していたとしている。

#### 第4 爭点に対する判断

1 前記第2の2の前提事実（以下、単に「前提事実」という。）、文末に記載  
する証拠及び弁論の全趣旨（当事者間に争いのない事実を含む。）によると、  
以下の事実が認められる。

##### (1) [REDACTED]の経歴等

ア [REDACTED]は、昭和56年3月、高松南高校を卒業し、同年4月4日、高松市  
消防局に採用されるとともに消防士に任命された。その後の[REDACTED]の職務歴  
は、以下のとおりである。〔甲3・11頁、乙3・55頁、証人[REDACTED]〕

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 昭和56年4月6日   | 香川県消防学校入学（第28期初任科研修）  |
| 同年10月3日     | 同校卒業                  |
| 同月5日        | 北署警防第1係第2車隊操作員        |
| 昭和57年10月1日  | 北署朝日分署警防第2係第1車隊機関員補助  |
| 昭和58年10月11日 | 北署朝日分署警防第1係第1車隊機関員補助  |
| 昭和59年4月11日  | 南署円座出張所1係第1車隊機関員補助    |
| 昭和60年6月1日   | 北署警防第2係第1車（タンク車）隊操作員  |
| 昭和62年6月1日   | 北署警防第2係第2車（ポンプ車）隊操作員  |
| 昭和63年10月1日  | 北署救助第2係救助車隊機関員補助      |
| 平成3年10月1日   | 消防主任に昇任               |
| 平成7年4月25日   | 北署救助第1係救助車隊機関員        |
| 平成9年4月25日   | 南署警防第2係梯子車隊機関員        |
| 平成10年4月27日  | 本件昇任                  |
|             | 南署警防第2係梯子車隊機関員（消防士長及び |

車隊長を兼務)

イ [■]は、消防の仕事の中でも特に救助（レスキュー）の仕事に関心を持っており、救助隊員として第一線で活躍することを目指して、救助技術の習得や体力鍛成等に努めていた。[■]は、救助技術大会にも率先して参加し、昭和58年7月、四国地区消防救助技術指導会の障害突破部門で入賞したのを初めとして、同指導会や全国消防救助技術大会の各種部門において入賞するなど、救助技術大会において優秀な成績を収めた。〔甲5、甲17、乙3・55頁〕

ウ [■]の性格等について、原告は、純粋でまっすぐである、誰にでも優しく、まず相手の気持ちを考える人であるなどと評価しており、職場の上司、同僚等は、何事にもまじめに取り組む、責任感が強い、温厚である、職務に対して熱心であり、几帳面で努力を惜しまない性格であるなどと評価していた。〔甲3・19頁、甲5〕

エ [■]は、平成11年5月当時、妻の原告、長男（当時10才）及び二男（当時6才）の家族4人で、南署近くのアパートに居住していた。〔甲4、乙3・64頁〕

(2) 大震災救助活動への従事及びそれ以後の[■]の勤務内容及び勤務状況等

ア 大震災救助活動の状況

高松市消防局は、阪神淡路大震災へ消防応援隊を派遣した。[■]は、当時、北署救助第2係救助車隊機関員補助（消防主任）であり、第2次派遣隊（7名構成）の一員として、大震災救助活動に従事した。同派遣隊は、平成7年1月19日午後2時に高松を出発し、同月22日午後2時20分に帰着する日程で、倒壊家屋下の要救助者の検索、救助活動等を行い、女性1名を救出し、女性1名及び男性1名の遺体を収容した。なお、女性1名の救出活動は、倒壊した建物内で母娘2名の要救助者を発見後、梁の下敷きになって死亡した娘（当時34才）の死臭が漂う中で、その母親を救

助するというものであった。なお、[■]は、大震災救助活動の現場において、「ひどい、かわいそう。」の言葉を連呼し、また、呆然としてじっとしたまま動かない状態を同僚から目撃されている。〔甲3・15頁、甲17、甲30、乙3・113頁、115頁～124頁、127頁〕

イ 大震災救助活動への従事から南署警防第2係に異動するまでの間について

(ア) [■]は、大震災救助活動から高松に戻って数日が経った頃、阪神淡路大震災の状況を家族から尋ねられた際、じっと考えるように黙り込み、家族の前であるにもかかわらず、声を上げて泣き出すということがあった。原告が阪神淡路大震災を話題に出すと、「俺は、何もできんかった。」と繰り返すということもあった。〔甲3・15頁、甲19、原告本人〕

(イ) [■]は、大震災救助活動以降、自宅や自家用車にも無線受信機を設置して常に開局し、非番日や夜中であっても、火災発生等の消防無線が入るとその現場に駆けつけるなどの行動を取るようになった。〔甲19・2頁、乙3・88頁～89頁、原告本人〕

(ウ) [■]は、平成7年春ころから、職場において口数が少なくなり、仕事に關係する必要な会話以外は全くしないようになり、同僚と離れて1人で体力鍛成訓練をしたり、事務室でぼんやりと何かを考えたりする姿が多く見かけられるようになった。[■]は、夜勤中に会話の話題が阪神淡路大震災に及んだ際、上司に対して、被災者を助けることができなかつたことが悔しい、大震災救助活動を思い出すと悲しくなったり気分が悪くなったりすると打ち明けるということがあり、また、平成8年3月ころ、同僚の[■]隊員（以下「同僚[■]」という。）に対し、「阪神淡路に行ってから、最近現場が怖いと思うことがある。」「救助隊を辞めたいと思っている。」と話したことがあった。〔甲17・4頁、甲3

0・2枚目、乙3・94頁、177頁】

(e) [ ]は、家庭においても、「自分はどんな仕事に向いているんかな。」と言うことがあり、原告は、大震災救助活動以降、[ ]が消防士(特に救助)の仕事に対する自信を失っているように感じられた。[ ]は、昭和63年8月に長男が生まれた際に作った記念アルバムに、長男が消防士を目指すならば東京消防庁のレスキュー隊員を目指して欲しいとのメッセージを書き込んでいたが、原告は、平成8年8月2日、[ ]が同メッセージをマジックで黒く塗り潰してあることに気が付いた。原告は、[ ]に対して、どうして塗り潰したのかを尋ねると、[ ]は、黙ってトイレに入り、しばらく出てこないということがあった。〔甲5、  
甲19、乙3・269頁～270頁、290頁〕

(f) 高松市の消防職員は、毎年2月1日を申告基準日とする自己申告票を提出しているところ、[ ]の平成7年から平成9年までの間の自己申告票の記載の概要は、以下のとおりである。〔乙3・158頁～160頁〕

a 平成7年の自己申告票（所属：北署救助係）

(職務について) 質はやや難しい、量は比較的多い、適性はあまりない。

(現在の職務についての思い) 他の職務を担当したい。

(指名されている機関員について) 適性がないので辞めたい。

(将来歩んで行きたい職務の順番) ①警防、②救助、③予防、④救急、⑤総務、⑥通信指令

(職務を変わるとした場合の希望) 南署太田出張所、東署川添出張所又は山田出張所、西署警防

(健康状態について) 体力的にも精神的にも特別救助隊員として現場活動、救助訓練ともに限界である、早い時期に警防係員にし

てもらいたい、体力的に余裕がない分、精神的に余裕がなくな  
り、現場活動も危険である。

(性格) わがまま、内向的、飽きやすい。

(現在の高松消防について) 不満がある。通信代勤について、北署職員として日常業務をこなしているのに、夜勤中に119番受理業務をしなければならないのか、火災を受理すれば、即現場出場し、また、出場後でも自分の時間であれば、代勤に行き、神経をすり減らしている、手当も全くない、このような勤務体制が何年も続いている、過労死してもおかしくない状態である、おかしいのではないか。

b 平成8年の自己申告票（所属：北署救助係）

(職務について) 質はやや難しい、量は比較的多い、適性は普通。(現在の職務についての思い) 他の職務を担当したい。北署・局の合同庁舎に10年以上勤務しているので、高松消防全体を知るために他の庁舎で勤務してみたい、救助訓練については、北署の団体種目（特に障害突破）は、過激過ぎて訓練できない、本年全国大会は障害突破であるため、訓練に関して私はブレーキになる。

(指名されている機関員について) 体力の続く限り継続したい。

(将来歩んで行きたい職務の順番) ①警防、②救助、③予防、④救急、⑤総務、⑥通信指令

(職務を変わるとした場合の希望) 南署救助、太田出張所、機関員、西署警防、機関員

(パソコンについて) 興味はあるが、操作ができない。

(健康状態について) 普通。

(性格) わがまま、内向的、飽きやすい。

(現在の高松消防について) 不満がある。(\*注: ただし、不満の具体的な内容は記載されていない。)

c 平成9年の自己申告票(所属: 北署救助係。なお、申告事項が一部変更され、職務に対する不満を申告する欄がなくなった。)

(職務について) 質は適当、量は適量、適性は普通。

(現在の職務についての思い) 他の職務を担当したい。北署指令車機関員に挑戦してみたい、救助車隊員として変わらないのであれば、本年救助全国大会種目ブリッジ救出訓練に挑戦してみたい、よって第2救助係希望。

(指名されている機関員について) 機関員として十分適性があると思う。

(能力を発揮したい方面) 機関員(特殊車両(北署指令車))である。

(パソコンについて) 興味があるが、操作ができない。

(健康状態について) 普通。

(性格) 温厚、内向的、無口。

(ア) [■]は、平成9年2月、消防士長への昇任について打診を受けたが、これを辞退した。[■]は、その理由について、原告に対し、「先輩方を差し置いて、何も知らん俺が昇任するわけにはいかん。」「自分の置かれる立場が変わる。救助一筋の自分が警防や指令とかに行っても、何も知らない。それへ行くかもしれない。」と話し、辞退の理由を尋ねてきた同僚[■]に対しては、「俺の先輩がおるけん、先輩を使うことはできん。」と答えた。[甲8、甲9、甲17、甲19]

ウ 南署警防第2係に異動後本件昇任までの間について

(ア) [■]は、同年4月25日、北署救助係から南署警防第2係に異動して、梯子車隊機関員となり、この異動によって気持ちを新たにして勤務に励

んでいた。[■]は、不明な点があれば、梯子車隊車隊長の[■]隊長に対して納得がいくまで質問をし、その内容をノートに几帳面にメモするなどして、梯子車隊機関員として必要な技術を修得するための努力を惜しまなかつた。[甲17、甲21、乙3・90頁]

(イ) [■]は、救助係(救助隊)から異動したにもかかわらず、夜の自由時間において、これまで以上に体力鍛成のトレーニングに励むなどしていたが、他方、夜勤の際、仮眠室の扉を開けて、電気をつけたまま仮眠しており、その理由について尋ねられた際、不安で怖いなどと説明している。[乙3・178頁]

(ウ) [■]は、平成9年6月17日、建物火災に出場し、建物内で消防活動している際、天井からモルタルが落下して、顔面(鼻)を負傷するということがあった。[乙3・228頁、232頁]

(エ) [■]の平成10年の自己申告票の記載の概要は、以下のとおりである。

[乙3・161頁]

(職務について) 質は適当、量は適量、適性は普通。

(現在の職務についての思い) 現在の職務を離れたくない。南スノーケルという特殊車取扱いを習熟したい。

(指名されている機関員について) 体力の続く限り継続したい。

(健康状態) 健康。

(性格) 神経質、わがまま、頑固、内向的、無口。

(オ) [■]は、同年1月ころ、消防士長への昇任について打診を受けたが、昇任をためらっており、同僚[■]に対し、「俺にはまだまだ仕事に自信がなく、大災害時には隊員を命令することができない。そんな人間が車隊長として先輩に命令することはできない。また、俺より立派な先輩がたくさんいるので、その先輩が上に行かなければ昇任を受けることはできない。」と話し、[■]隊長に対し、「車隊長になってもやっていける

かどうか自信がない」と相談するなどしていたが、[■]隊長から自信をもって推薦を受けるように説得されたこともあって、最終的には上記打診を受け、同年4月27日、消防士長に昇任した。〔甲17・6頁～7頁、甲21・1枚目、乙3・90頁〕

エ 本件昇任後から平成11年3月（本件死亡の約1か月前）までの間について

(ア) 南署警防第2係においては、災害出動等の防災業務のほか、日常業務として、庶務（給与事務、職員の福利厚生、出勤簿等の管理、各種調査報告）、水利（新設消火栓の位置測定、水利台帳の作成、整備・データシート作成）、機関（署における各車両の精密検査、維持管理、車両修繕に関すること及び署管轄区域の各分団車両の維持管理、車両修繕にすること）、厚生（昼食・夕食・夜食・朝食の注文及び集金、お茶・コーヒー等の注文及び集金）、予防（隔日勤務の予防係員が休みのときににおける指令車の運用及び予防係の仕事）、道路占（道路占用事務に関する各種届出の処理）及び月報（月報作成に関する事）の各種業務を、責任者を含めて2人ないし8人が担当する体制（各人複数の担当を受け持つこととなる。）となっていたが、[■]は、本件昇任に伴い、それまで担当していた機械、予防、道路占及び月報作成の業務に加えて、庶務及び水利の業務も担当することとなった。なお、[■]は、消防士長に昇任したことに関して、同僚に対し、事務の仕事がよく分からず不安であるといった話をしたり、消防士長としての仕事に対する不安を口にしたりすることがあった。〔甲25、乙3・21頁～23頁、59頁～60頁、91頁、154頁～155頁、180頁〕

(イ) [■]は、本件昇任に伴い、代勤業務等を命じられることが多くなった。[■]の代勤業務等の具体的な状況は、後記(3)ウのとおりである。  
なお、南署警防第2係において、[■]の代勤業務が増加した要因とし

ては、以下の事情があった。〔甲9、甲12の3・4、乙3・17頁～19頁、196頁～197頁、204頁～209頁、証人[■]〕

a 南署においては、各車隊の車隊長（車隊長代理）には、消防士長以上の階級を有する職員を配置することとなっており、消防士長は、車隊長代理、機関員又は操作員のいずれにもなることができるため、代勤業務に活用されやすかった。

b 1号車、救助車及び梯子車の機関員となるためには、大型免許が必要であるところ、南署本署で大型免許を有している消防士長は、平成11年4月27日までの間、[■]、[■]士長及び[■]消防士長（以下「[■]士長」という。）の3名のみであった。

c [■]は、14名いた消防士長の中でも若く、[■]と同時期に消防士長に昇任した[■]士長よりも10歳以上若かった。

d 災害活動の車両優先順位は、指令車、1号車、救助車、梯子車という順番であり、梯子車隊は最も優先順位が低かったため、梯子車隊員は代勤業務に活用されやすかった。

e 最も大きな消防車両が梯子車であるところ、[■]は、その取扱いに精通しており、また、北署において救助車機関員の経験を有していたため、他の車両の運転（機関員）を任せられやすかった。

f [■]係長は、[■]について、高松市消防局にとって有望な人材として大きな期待を寄せ、多くの経験を積み重ねさせようとしていた。

(ウ) [■]は、本件昇任後、非番日や週休日においても、災害出動等の際に備えて、地理・水利調査を行うようになった。ただし、その回数、頻度等は明らかではない。〔甲8、甲19・3頁、原告本人〕

(エ) 平成10年5月21日、円座出張所所属の救急車（車隊長は[■]消防士長）が出場中に一般車両と衝突し、同車両が横転するという事故（以下「本件横転事故」という。）が発生した。[■]は、非番であったが、

自宅の無線機で消防無線を受信して事故発生を知り、現場に駆け付けた。[■]は、事故現場から自宅に戻り、原告に対し、「[■]さんが車隊長やった。[■]さんは、大丈夫かのー。大変や。俺だったら…辞めないかんの一。」と言って、玄関で頭を抱え込み嗚咽するということがあった。

[甲5、甲6、甲19、原告本人]

(オ) 高松市消防局の勤務体制は、同月25日、8週14休制から4週8体制に変更された。これにより休日が増加し、各車隊や各出張所において人員確保が困難となり、各車隊間における代勤業務及び南署本署から出張所への出張所代勤業務が増加した。このため、代勤業務に就く職員は、夜勤のローテーションが一定しないこととなり、不規則な勤務体制となつた。また、南署の配置人員は、同年4月27日時点において87人であったが、同年5月25日、南署本署全体では2人、警防第2係では1人が減員となつた。[甲2]

(カ) [■]は、同年6月、署所統廃合検討委員会の南署委員に推薦され、平成11年1月21日までの間、同委員会に南署委員として出席し、消防局長への答申案をまとめるなどした。[■]は、自宅にも仕事を持ち帰り、夜遅くまでワープロで文書作成等の作業を行うことがあった。その際、ワープロ作業をしている[■]に子供たちが近寄ると、[■]が「来るな。」と怒鳴るということがあった。ただし、上記業務の具体的な内容、回数、頻度等は明らかでない。[甲6、甲8、甲19、甲27、乙3・92頁～93頁、184頁～195頁]

(キ) [■]は、本件昇任後、自宅での酒量が増えた。また、[■]は、同年10月ころ、自宅にいても、時々、考え込んだまま何もしなくなることがあり、自宅に帰るなり、昼食も摂らずに一日中寝ていたり、寝付きが悪く朝起きられないようになつたりすることがあった。また、原告に対し、「もし俺が仕事を辞めたら食わしてくれよ。」などと発言することがあ

った。[甲5、甲19、乙3・67頁～68頁、138頁、原告本人]

(ク) [■]は、本件昇任後、職場においても、仕事がきついという趣旨の発言を頻繁にするようになった。例えば、[■]は、同年11月10日、円座出張所に円座救急車隊車隊長代理として出張所代勤業務に就いた際、何回も「えっらいわー。」「しんどいわー。」との発言を繰り返し、円座車隊[■]隊員（以下「[■]隊員」という。）から上記発言の理由を尋ねられると、代勤業務等が多いことに対する不満や消防士長としての自己の実力不足に対する不安、出張所代勤業務で車隊長代理を行う際に先輩らから気を遣われることがかえって気苦労になることなどの話をした。また、[■]は、事務室に置いた消防車両の装備類を車庫の入口部分に置き直した後、更に車庫内に置き直すという行動を取り、[■]隊員からその理由を尋ねられると、「どこへ置いても不安で心配で仕方がない。」と答えるということがあった。[甲12の4、甲29、乙3・94頁、179頁]

(ケ) [■]は、同年12月ころ、南署警防第2係所属の[■]消防指令補（以下「同僚[■]」という。）と雑談している際、「俺仕事を辞めたら今何が出来るかな、トラックの運転手ぐらいかな。」と発言したり、南署救助車隊の[■]士長に対し、「もし、自分たちの街が被災したら、あの時と同様に何もできずに自分の家族も守れないだろうな。そんな災害があつたら逃げ出したい。」「消防の仕事を何も知らない無力の自分が人の上に立ってやっていけるのか。これから先どうなるんだろう。将来に希望がもてない。」などと話したことがあった。[乙3・101頁、178頁～179頁、232頁]

(コ) [■]は、同月下旬ころ、家族で九州に旅行を行つた（以下、この旅行を「九州旅行」という。）。九州旅行は、宮崎県に住んでいた[■]の高校時代からの友人である[■]（以下「友人[■]」という。）が異

動することから、同人を訪ねるために急遽決定したものであった。[■]は、友人[■]に対し、「仕事のことで悩みがあり、相談に乗って欲しい。」と言ったものの、友人[■]から事情を尋ねられると口を閉ざしてしまい、その詳細を説明することはなかった。また、友人[■]の妻は、[■]が「もう死にたいわ。」「俺はもうどうなってもええんや。」との発言を聞いた。

[■]は、原告が反対したにもかかわらず、友人[■]を訪ねた後に鹿児島県の知覧へ行くことを半ば強引に決めた。知覧は、特攻隊の出撃基地があった地であり、特攻隊に関する記念館がある場所である。[■]は、知覧の上記記念館で「遺書の本」という題名の書籍を購入した。〔甲5、甲10、甲19〕

(サ) 平成11年1月1日、民家火災が発生し、救助車隊機関員として代勤業務を行っていた[■]も火災現場に出動した（本件消防活動）。[■]は、火災現場において、男女の区別がつかないほどの全身火傷を負った被災女性（後に死亡）が火災建物の玄関外に倒れてうめいている場面を目にして、呆然としたまま立ちすくみ動けなくなってしまった。後から来て[■]隊員は、[■]に声を掛けて被害女性を担架に乗せようとしたが、[■]は被害女性から目をそらしてすぐには動けない状態であった。[■]は、その後の消火活動においても、声を出さずに元気がない様子であった。後日、同僚が理由を尋ねると、[■]は、「阪神大震災のことを思い出し、動けなくなる。」と説明した。〔甲28、乙3・93頁、152頁、271頁〕

(シ) [■]は、同月10日、非番であるにもかかわらず仏生山出張所を訪れ、同出張所所属の[■]消防副士長に対し、「明日、仏生山出張所に代勤に来るけれど、仏生山車を運転したことがないので心配になり、車の装備やエンジンなどを点検するために来た。」と話して、車両を点検すると

いうことがあった。[■]は、同月11日、同出張所で出張所代勤業務（機関員）を行っていた際、隣接する山田出張所管内において火災が発生し、翌12日午前2時39分ごろ、仏生山出張所に出場指令が出された。[■]は、仮眠中であったところ、眠ったまま起きず、同出張所所属の[■]消防士長から大声で振り起こされてようやく出場するということがあった。[■]は、火災鎮火後、[■]副主幹に対し、「[■]士長に起こされるまで火災出場の指令音は全く聞こえなかった。火災現場で機関員として水を出したのは今回が2回目で、水が出るか心配だったけれど、必死に操作して水が出てほんまに良かったわ。」と話した。〔甲26、乙3・91頁～92頁、179頁〕

(ス) [■]は、出張所代勤業務に行く際、出張所への送り迎えを原告にしてもらっていたが、同月ころ、出張所へ送られる際、「今日はこっち、今度はあっち、慣れん所に限って出番があるなあ。」「何で俺ばかり」となどと出張所代勤業務の増加に対して愚痴をこぼすことが何度もあった。〔甲19、原告本人〕

オ 平成11年4月1日（本件死亡の約1か月前）から本件死亡までの間にについて

(ア) 同年4月27日、本件人事異動があり、南署警防第2係所属の職員3人のうち5名が他部署に異動することとなった。本件人事異動の内示は同月23日に行われ、[■]は、頼りにしていた[■]隊長の異動を知って、異常なほど動搖し、原告に対しては、「まだまだ教えてもらうことがいっぱいあるのに…。」と話すなどした。本件人事異動によって同係の在籍年数2年を超える職員4名が異動し、同係での経験年数が2年を超える職員は、同僚[■]と[■]の2名だけとなった。また、本件人事異動によって、[■]は庶務業務の責任者になることとなったが、その他の日常業務のうち、庶務、水利、機械担当及び月報の各担当責任者が異動

するため、これら担当責任者からの申し送りが■に集中するなどし、同係における■の責任は今後更に増えていく状況となった。〔甲19、甲20、乙3・17頁～19頁、21頁～23頁、53頁～54頁、61頁～62頁、156頁～157頁〕

(イ) ■は、同月27日、警防第2係が改称されて防災第2係となった後に同係梯子車隊車隊長に着任した■消防士長（以下「■隊長」という。）と梯子車の走行訓練を行った後、■が誘導を担当して■隊長が運転する梯子車を後進させて車庫に入れようとした際、梯子車の後部右側赤色灯が車庫上部シャッター格納箱に接触して破損する本件自損事故が発生した。本件自損事故は、赤色灯のカバーを破損しただけの軽微な事故であったことから、処罰が検討されることはないが、■は、本件自損事故について、異常と思われるほどの責任を感じており、同年5月8日、■隊員が非番日であった■に対して梯子車の車両部品の保管場所を電話で尋ねた際に、「すいませんでした。すいませんでした。」と何度も謝るなどした。〔甲22、乙3・17頁～19頁、21頁～23頁、90頁～91頁、180頁〕

(ウ) ■は、同年4月30日、退職願を作成したが、結局、提出しなかつた。同退職願には、「私ごとになりますが4月上旬頃より、消防職員としての能力の限界を感じて、悩み精神的に落ち込み、物事が手に付かなくななり何事も考えられなくなっていました。20年近く消防と言う職にくぎ付ながら何をいまさらと言われると思うが、自分から進んで仕事せず、肝心なことからは、いつも逃げてばかりいたことのつけが消防士長となって一気に吹き出たのだと私は思います。この様な私が、このまま消防の職を続けて行くと言う事は、これから先、職場においてまた災害現場において、さらなる事故を引き起こすと思われます。人命にかかる重大な事故を起す前にまた高松消防、職員の皆様の今まで築かれた

た信用を私のために失うこととなる前に私は退職したいと思います。4月27日の事故も私の精神状態からして起こるべきして起きたものだと思います。この事は、私の退職とは、なんら関係はありません。たまたまそこに居合わせた方には誠に申し訳けないです。私の長年の自分自身の今までの責任です。最後になりましたが異動前に勤務なされた方々には大変不愉快な思いをさせてしまいました。心からおわび申し上げます。また異動後に勤務なされた方々にも大変ご迷惑をお掛けしました。またこれからも勤務上、負担が掛りますがどうかお許し下さい。今まで私を支えて助けて下さった方々には、誠に申し訳けないです。すいません。ごめんなさい。ありがとうございました。最後まで逃げてばかりで情けないですが、これも私の責任です。これから先、私、私の家族身内のが高松消防の方々のお世話になることもあろうかと思います。その時は、どうか見捨てずに助けてやって下さい。高松消防職員の皆様も体に気を付けて下さい。私も早く新しい生き方を見つけて妻や子供達身内のためにも頑張りたいと思います。消防は大好きですが退職します。自分のために。」と記載していた。〔甲19、乙3・65頁〕

(エ) ■は、同日深夜、寝ている原告を起こし、最近、深夜3時頃から眠れず、悩んでいること、職場においても孤立しており、自分の居場所がないと感じていること、本件自損事故も自分の責任であることなどを話した。原告は、■に対して、病院に行くことを強く勧めたが、■はこれを拒絶し、翌日も出勤した。〔甲34〕

(オ) ■は、同年5月6日は非番、同月7日及び同月8日は週休日であったところ、■消防士長（以下「■士長」という。）とともに、同日開催された南消防署第2係の歓送迎会の幹事を担当し、同会では幹事として挨拶をした。■は、同歓送迎会及びその二次会において、■士長に対し、「救助以外の仕事を僕は何も知らない。」「車隊長なん

か僕にできるわけがない。」などと話し、消防士長になったことによる悩みを打ち明けた。■士長は、■に対し、いきなり仕事ができるはずはない、一つ一つ覚えていけばよいなどと話した。〔甲27、乙3・17頁～19頁〕

(カ) ■は、同月9日早朝、「体調不良で休むので連絡して下さい」と記載したメモを残したまま外出した。■は、同日昼過ぎころ、首に自殺未遂による傷跡をつけた状態で自宅に戻ってきた。原告は、その後、■を入浴させ、昼食を摂らせるなどして、■の気分を落ち着かせようとしたが、■は、同日夜、原告が寝ている間に、再度自殺を試みて、断念するということがあった。なお、同日は、年休日とされている。〔甲34、乙3・81頁～83頁〕

(キ) 原告は、同月10日、■を高松市内の日赤病院に連れて行って受診させ、心療内科を専門とするえのもとクリニックを紹介された。■は、同日、同クリニックを受診し、■医師から「うつ状態」と診断された。診断時の康博は、質問に対してぱつりぱつりとしか答えない状態であった。■は、自宅に戻った後、原告に対し、死にたいと思っており、そのつけが回ってきたのかもしれないと思っていることなどを話した。■は、同日も年休を取った。〔甲34、乙3・80頁～83頁、182頁～183頁〕

(ク) ■は、同月11日午前8時15分ころ、職場に電話をかけて、次の週休日を確認するなどし、同日及び翌12日は、比較的落ち着いた状況であり、同月13日には、原告とドライブをした。なお、■は、同日、えのもとクリニックから出された薬を飲んでいない。■は、同月11日及び同月12日は年休を取り、同月13日は週休日であった。〔甲34、乙3・18頁、81頁～83頁〕

(ケ) ■は、同月14日早朝、家族が寝ている間に家を出て、行方不明となつた。同日は、■の週休日であった。原告は、一旦、携帯電話で■と会話できたものの、その後連絡が付かなくなり、■の父親が、同日夕方、南署に対し、■が行方不明であるとの連絡を入れ、高松南警察署に捜索願が出された。翌15日早朝から、南署の週休者及び非番員160名余りが集合するなどして、■の捜索を開始したが、同月16日、岡山県の山中で縊死している■が発見された。〔甲34、乙3・14頁～19頁、31頁～35頁、81頁～83頁〕

(コ) ■は、遺書として小さなメモ書きを残しており、同メモには、「私が死ぬのは、誰のせいでもありません。自分の今までの生き方のせいです。自分がバカで仕事が出来ないためです。20年近く仕事を続けて来て、なにも出来ない。職場のみなさん いろいろとありがとうございます。ご迷惑おかけします。」と書かれていた。〔乙3・66頁〕

### (3) ■の時間外勤務、休日勤務及び代勤業務等の状況

#### ア 時間外勤務及び休日勤務

平成10年5月から平成11年4月までの間の康博の時間外勤務及び休日勤務の状況は、以下のとおりである。〔甲3・13頁、乙3・84頁～85頁、163頁～175頁〕

#### ア 平成10年5月

19時間40分（時間外勤務3時間40分、休日勤務16時間）

#### イ 同年6月

1時間36分（時間外勤務）

#### ウ 同年7月

23時間2分（時間外勤務18時間2分、休日勤務5時間）

#### エ 同年8月

11時間31分（時間外勤務）

(オ) 同年9月  
29時間46分（時間外勤務7時間46分、休日勤務22時間）

(カ) 同年10月  
18時間5分（時間外勤務13時間5分、休日勤務5時間）

(キ) 同年11月  
34時間46分（時間外勤務24時間46分、休日勤務10時間）

(ク) 同年12月  
26時間27分（時間外勤務5時間27分、休日勤務21時間）

(ケ) 平成11年1月  
32時間7分（時間外勤務5時間7分、休日勤務27時間）

(コ) 同年2月  
8時間34分（時間外勤務3時間34分、休日勤務5時間）

(サ) 同年3月  
13時間30分（時間外勤務2時間30分、休日勤務11時間）

(シ) 同年4月  
1時間（時間外勤務）

イ 年次休暇等  
平成10年12月から平成11年5月までの間の[■]の年次休暇等の取得状況は、以下のとおりである。なお、平成10年11月以前の年次休暇等の取得状況は明らかでない。〔甲3・12頁、乙3・86頁〕

(ア) 平成10年12月  
2日（年次休暇）

(イ) 平成11年1月  
0日

(ウ) 同年2月  
4日（年次休暇）

(エ) 同年3月  
5日（年次休暇）、2日（特別休暇：人間ドッグ）

(オ) 同年4月  
0日

(カ) 同年5月  
4日（年次休暇）

ウ 代勤業務等  
[■]の代勤業務等は、本件昇任に伴って増加しており、その割合は、他の消防士長と比較しても突出して多かった。また、代勤業務においては、夜勤のローテーションは代勤業務先のそれに従うことになるため、[■]の夜勤のパターンも不規則化した。

(ア) 平成9年4月27日から平成10年4月26日まで（本件昇任前1年間）

上記期間においては、勤務128回のうち、正規の勤務（梯子車隊機関員）73回、代勤業務等55回（うち出張所代勤業務1回）であった。

[甲12の1]

(イ) 同月27日から平成11年4月26日まで（本件昇任後1年間）  
上記期間においては、勤務120回のうち、正規の勤務（梯子車隊機関員）4回、代勤業務等116回（うち出張所代勤業務12回）であった。

さらに、上記代勤業務等の内訳をみると、平成10年4月28日から同年11月30日までは、別紙2の①の列に記載のとおりであって、代勤業務等を命じられた回数は合計73回、このうち代勤業務が69回（梯子車隊車隊長代理が35回、他車隊の車隊長代理23回、その他の代勤業務11回）、出張所代勤業務が4回（車隊長代理3回、機関員1回）であり、同年12月1日から平成11年4月26日までは、別紙2

の②の列に記載のとおりであって、代勤業務等を命じられた回数は合計43回、このうち代勤業務が35回（梯子車隊車隊長代理が20回、他車隊の車隊長代理4回、その他の代勤業務11回）、出張所代勤業務が8回（車隊長代理1回、機関員7回）であった。〔甲12の1～3、乙3・81頁～83頁〕

(イ) 同月27日から同年5月6日まで

上記期間については、別紙2の③の列に記載のとおりであり、勤務4回のうち、正規の勤務（梯子車隊機関員）1回、代勤業務3回（出張所の代勤業務はない。）であり、その内訳は、梯子車隊車隊長代理1回、他車隊の車隊長代理1回、その他の代勤業務1回である。〔甲12の3、乙3・81頁～83頁〕

(ロ) 同年1月21日から同年4月29日までの間、太田出張所において長期休暇者が出たこともあり、南署本署から太田出張所への出張所代勤業務が増加し、この間、南署本署の消防士長が太田出張所の出張所代勤業務を命じられたのは10回であり、[■]はこのうち6回を担当した。

〔甲12の3・4、甲16、乙3・63頁〕

(ハ) 代勤業務等について[■]と他の消防士長とを比較すると、その状況（ただし、平成10年4月27日から平成11年4月26日まで）は、別紙3に記載のとおりであり、[■]が最も多く（合計116回）、その次が[■]士長（74回）であり、このうち他車隊の車隊長代理を命じられた回数は、[■]が合計27回で最も多く、その次は6回（複数名）という状況であった。〔甲11、甲12の1・2〕

二 夜勤

[■]の夜勤の内訳は、平成10年4月28日から同年5月24日までの間（3交替制）において、A班3回、B班3回、C班4回であり、同年5月25日から平成11年5月5日までの間（4交替制）において、A班

47回、B班21回、C班16回、D班26回であり、比較的A班が多かったものの、基本的には夜勤のパターンは不規則であった。〔乙3・81頁～83頁、184頁～195頁〕

オ 出場の状況

[■]の出場状況は、別紙4記載のとおりであり、[■]は、平成10年4月27日から平成11年5月5日までの間、合計40回出場した。なお、代勤業務において命じられている職務と出場における担当職務とは必ずしも一致しておらず、例えば、梯子車隊車隊長代理の代勤業務を行っている場合において、救助車隊員として出場したこともある。このうち、[■]が車隊長代理として出場した回数は、合計9回（他車隊の車隊長代理としての出場は合計8回）であった。〔甲3、甲12の3、乙3・81頁～85頁〕

2 前提事実及び上記1の認定事実（以下、単に「認定事実」という。）に基づいて、[■]の本件疾病及び本件死亡が公務に起因するものであるかどうかについて検討する。

(1) 地方公務員災害補償法における「職員が公務上死亡し」た場合（同法31条）とは、職員が公務に基づく疾病等に起因して死亡した場合をいい、この疾病等と公務との間には相当因果関係のあることが必要である（最高裁判昭和51年11月12日第二小法廷判決・裁判集民事119号189頁参照）。

そして、地方公務員災害補償制度は、公務に内在ないし随伴する各種の危険が現実化して公務に従事する者に死亡等の結果がもたらされた場合において、その使用者である地方公共団体等に過失がなくとも、その危険を負担して損失の填補をさせるべきであるとする危険責任の法理に基づくものであると解されることからすると、上記の相当因果関係の有無は、問題となる疾病等が公務に内在する危険が現実化したものと評価し得るかどうかによって決

せられることになると解するのが相当である。

このことは、公務に従事する者の精神疾患の発病及び死亡について公務起因性の有無の判断をするに当たっても同様に解することになるところ、証拠(甲40)及び弁論の全趣旨によると、精神疾患は、単一の病因ではなく、素因、環境因(身体因、心因)等の複数の病因が関与して発病し、一般的には、環境からくるストレス(心理的負荷)と個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるという「ストレスー脆弱性」理論が広く受け入れられていることが認められ、このような精神疾患の発症機序が広く受け入れられていることが認められ、このような精神疾患の発症と公務との間に相当因果関係があるといふにかんがみると、精神疾患の発症と公務との間に相当因果関係があるといふためには、公務への従事が契機となって精神疾患が発症したというだけでは足りず、公務と精神疾患の発症との間に条件関係があることを前提として、ストレス(公務による心理的負荷と公務以外の心理的負荷がある。)と個体側の反応性、脆弱性を総合考慮して、公務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神疾患を発症させる程度に過重であるかどうかを検討し、その過重性が認められる場合には、公務に内在する危険が現実化したものとして、当該精神疾患の発症について公務起因性を肯定するのが相当である。そして、上記の危険責任の法理にかんがみれば、公務に内在する危険性の判断は、当該公務に従事する者と同種の平均的な労働者を基準とすべきであり、このような意味での平均的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的状況(労働環境等)における公務による心理的負荷が上記内容の危険性を有しているといえることを前提として、公務による心理的負荷、公務以外の心理的負荷及び個体側の要因を総合考慮して、当該公務に内在する危険性が現実化したといえる場合には、当該公務に従事する者の精神疾患の発症及び死亡について公務起因性を肯定することができるというべきである。

(2) [REDACTED]の本件疾病の発症時期

ア [REDACTED]の本件疾病的発症時期として、原告は、平成10年10月末ないし

同年11月初めころであると主張し、被告も、同年11月ころには本件疾病を発症していたものと考えられると主張しており、その間に大きな違いはない。

イ 大震災救助活動をしてから以降同年12月ころまでの[REDACTED]の言動等は、認定事実(2)ア～ウ及び同エ(ア)～(コ)で認定したとおりであり、そのうち主要なものを挙げると、[REDACTED]は、同年10月ころから、自宅において、時々考え込んだまま何もしなくなることがある、「寝付きが悪く朝起きられないようになることがある、「もし俺が仕事を辞めたら食わしてくれよ。」などなどの発言をすることがみられ、同年11月には、職場において、何回も「えっらいわー。」「しんどいわー。」との発言を繰り返し、装備品の置き場所を何度も変えるという行動をとり、その理由として、「どこへ置いても不安で心配で仕方がない。」と話すことがあり、同年12月には、同僚に對して、「俺仕事を辞めたら今何が出来るかな、 トラックの運転手ぐらいかな。」とか「自分たちの街が被災したら、あの時と同様に何もできずに自分の家族も守れないだろうな。そんな災害があつたら逃げ出したい。」とか「消防の仕事を何も知らない無力の自分が人の上に立ってやっていいけるのか。これから先どうなるんだろう。将来に希望が持てない。」などと發言をし、宮崎県の友人を訪ねた際に、「もう死にたいわ。」「俺はもうどうなってもええんや。」と發言するなど、活動性の減少、易疲労感の増大、自己評価と自信の低下、睡眠障害等のうつ病エピソードの根拠となり得る身体状態、精神状態が顕れていることが認められる。

ウ 証拠(甲13、甲37、甲39、乙3、乙4、乙6)によれば、[REDACTED]のうつ病エピソードの発症時期に関する医師の意見は、概要、別紙5のとおりである。

エ 以上ア～ウを総合すると、[REDACTED]が本件疾病を発症したのは、遅くとも同年11月初めころであると認めるのが相当である。

そして、認定事実(2)オ(イ)及び弁論の全趣旨によると、[■]は、本件疾病の発症後、平成11年5月10日に日赤病院を受診するまでの間、本件疾病について何らの治療を受けていないものと認められること、認定事実(2)ア(イ)のとおり、[■]は、同年4月30日に作成した退職願に、「4月上旬オ(ウ)のとおり、[■]は、同年4月30日に作成した退職願に、「4月上旬頃より、消防職員としての能力の限界を感じて、悩み精神的に落ち込み、物事が手に付かなくなり何事も考えられなくなっていました。」と記載し物事が手に付かなくなり何事も考えられなくなっていました。」と記載していること及び別紙5の医師の意見を併せ考えると、[■]の本件疾病は、平成11年4月上旬ころには、重症エピソードの程度に悪化していたものと認めるのが相当である。

### (3) [■]の本件疾病発症の公務起因性

[■]が従事した公務に内在する危険として原告が主張する内容に沿って、前提事実及び認定事実を前提として、本件疾病の公務起因性を検討する。  
ア 原告は、① [■]が大震災救助活動に従事したことにより、心的外傷を受けたストレス耐性が低下し、心理的負荷に反応しやすい状態の下で、② 本件昇任に伴い代勤業務等を含む業務の急激な増加、責任の増大によって強い心理的負荷を受けて本件疾病を発症し、③ その後も、心理的負荷が改善、解消されずに、本件消防活動、出張所代勤業務の増加、本件人事異動、本件自損事故の発生が続いて本件疾病が悪化したと主張する。

#### イ 大震災救助活動によるストレス耐性の低下について

(ア) 多数の死傷者を出し、中心的な被災地域に壊滅的な打撃を与えた大規模震災である阪神淡路大震災（公知の事実）の被災現場に派遣され、[■]が従事した大震災救助活動の内容及びその際の[■]の状態は、認定事実(2)アのとおりであったことからすると、[■]が大震災救助活動に従事したこと自体により受けた身体的・心理的負荷は、相当程度大きかったことが推認される。そして、認定事実(2)イ(ア)～(オ)で認定した大震災救助活動から戻った直後における[■]のショックを受けた様子（同(ア)）、平

成7年春以降、職場において、仕事に関する必要な会話以外をしなくなり、ぼんやりしたり、大震災救助活動を思い出すと悲しくなったり気分が悪くなったりすると言うなどの[■]の言動（同(ウ)）、[■]は、救助隊員として活躍するために長年努力して実績を積んできていたにもかからず、同年2月1日時点の自己申告票において、救助隊からの異動を希望したこと（同(オ)a）、阪神淡路大震災から1年以上経過した平成8年3月ころにも、職場において、大震災救助活動に行ってから現場が恐いと思うことがある、救助隊を辞めたいと思う旨の発言をしていること（同(ウ)）などからすると、大震災救助活動は[■]の精神面ないし心理面に相当大きな影響を与えていたものと推測できる。

しかしながら、[■]について、大震災救助活動後、生活上の支障が生じたことや、消防士としての業務の遂行に支障が生じたことをうかがわせる事情を認め得る証拠はない。

他方、認定事実(2)ウ(ア)、(イ)及び(エ)によれば、[■]は、平成9年4月に南署へ異動して梯子車隊に機関員として配置された後は、夜勤の際に不安のために扉を開けて電気を付けたまま仮眠するという行動はあるものの、気持ちを新たにして勤務に励み、梯子車隊機関員として必要な技術を習得するための努力を惜しまない勤務実態であったこと、平成10年2月1日に作成した自己申告票には、「現在の職務について、「現在の職務を離れたくない、南スノーケルという特殊車取扱いを習熟したい」と記載し、機関員について「体力の続く限り継続したい」と記載していることが認められる。

なお、認定事実(2)イ(カ)によれば、[■]は、同年2月に消防士長への昇進について打診を受けた際、これを辞退していることが認められるが、その理由が、先輩を差し置いて昇任することはできない、消防士長として救助係以外の係を担当することに対する不安があるというものである

ことからすると、この対応が大震災救助活動による精神的ないし心理的影響によるものと解するのは困難である。

以上からすると、大震災救助活動直後及び1年後の時期に[■]にみられた状態は、大震災救助活動から2年以上が経過し、また、職場が変わった平成9年4月以降においてはみられず、大震災救助活動による精神的ないし心理的影響は、相応の軽減がされていたものと解される。

(イ) 証拠(甲13, 甲37, 甲39, 乙3, 乙4, 乙6)によれば、大震災救助活動が[■]の精神状態に与えた影響、大震災救助活動と本件疾病発症との関係に関する医師等の意見は、概要、別紙6のとおりである。

このうち[■]医師、[■]医師、[■]医師、[■]医師及び[■]教授の各意見は、要するに、[■]が大震災救助活動によってPTSD(ないしその近縁状態)に罹患し、これが要因となって本件疾病が発症したというものである。しかしながら、原告においても、[■]が大震災救助活動によってPTSDに罹患したとの主張はしていないことと、証拠(甲42, 乙3・139頁～142頁)及び弁論の全趣旨によると、一般的に、心的外傷の原因となった出来事から6か月以上経過してPTSDが発症することは稀であるとされていることからすると、[■]が大震災救助活動によりPTSDに罹患したことを前提又は結論とする上記各意見は、採用することができない。

[■]医師及び[■]教授の意見は、[■]がPTSDには罹していないとしても、大震災救助活動によってストレス耐性を低下させ、軽いストレスでも影響を受けるようになった結果、本件疾病が発症した可能性を指摘しているが、これら意見のいうストレス耐性の低下とは具体的にどのような状態であるのか明らかではない。また、[■]医師の意見は、大震災救助活動による[■]の精神変調が持続していないことに疑問があるとし、上記可能性を指摘するが、具体的な[■]の心身状態を踏ま

えたものではなく、上記(ア)でみたとおりの平成9年4月以降の[■]の勤務状態に照らすと、これら意見がいうところの上記可能性は、抽象的、一般的可能性をいうものにすぎないと解される。

[■]医師の意見は、大震災救助活動によって何らかの心理的外傷を受けたものと考えられるとしているものであるが、これと本件疾病の発症との関係に言及する意見部分はない。

以上によれば、上記各意見は、上記(ア)の結論を左右するものではない。これに対し、[■]医師及び[■]医師の各意見は、上記(ア)の結論に沿う内容のものである。

(ウ) 他に、[■]が、大震災救助活動後本件疾病を発症するまで、継続してストレス耐性が低下した状態にあったことを認めるに足りる証拠はない。

(エ) 以上によれば、[■]が大震災救助活動により心的外傷を受けてストレス耐性の低下を来たし、その状態が継続していた旨の原告の主張は、採用することができない。

なお、原告は、大震災救助活動(公務)によって、ストレス耐性が低下した状態になったのであるから、判断指針による評価の程度を修正すべきであると主張するが、上述のとおり、大震災救助活動後本件疾病発症まで継続してストレス耐性が低下した状態にあったことが認められない以上、同主張も採用することはできない。

ウ 本件昇任に伴う業務・責任の増加について

(ア) 昇任自体による業務・責任の増加について

原告は、[■]が本件昇任に伴い事務的な業務が増加した上、署所統廃合委員会の業務が付加されたほか、非番日や週休日における地理・水利調査を実施したなどと主張している。

認定事実(2)エによれば、[■]は、本件昇任に伴い、それまで担当していた機械、予防、道路占及び月報作成の業務に加えて、庶務及び水利の

業務も担当することになったこと、本件昇任後2か月目の平成10年6月から平成11年1月21日までの間、以上の業務に加えて署所統廃合検討委員会の南署委員としての業務を担当したことが認められ、また、**[REDACTED]**は、事務の仕事がよく分からず不安であるなどと同僚に話していたことが認められることからすると、上記の新たな業務の増加に伴い心理的負荷を受けていたことが推認できる。しかしながら、**[REDACTED]**の上記発言は、その内容に照らすと、新しい仕事に慣れていない不安から出た発言であると解されるものであること、新たな業務の具体的な内容や頻度、その質的過重の程度（少なくとも従前の業務に比較して質的に過重なものであること）を明確に認め得る証拠はないこと、また、認定事実(3)アによれば、平成10年5月から平成11年4月までの間の各月の時間外労働時間（休日労働を含む。）は、平成10年5月が19時間40分、同年6月が1時間36分、同年7月が23時間2分、同年8月が11時間31分、同年9月が29時間46分、同年10月が18時間5分、同年11月が34時間46分、同年12月が26時間27分、平成11年1月が32時間7分、同年2月が8時間34分、同年3月が13時間30分、同年4月が1時間であったことが認められ、恒常に過重といえるような長時間の労働をしていたとはいえないことからすると、本件昇任に伴う業務の増加に伴う心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、本件疾病を発症させる程度に過重なものであったとは解されない。

(イ) 非番日及び週休日における地理・水利調査、自宅での書類作成等について

認定事実(2)エ(イ)及び(カ)によれば、**[REDACTED]**は、本件昇任後、非番日や週休日に、災害出動等の際に備えて地理・水利調査を行うようになったこと、自宅に仕事を持ち帰ってワープロで文書作成等の作業を行うことがあったことが認められるが、他方、水利・地理調査の回数、頻度等及び自宅

作業の具体的な内容、回数、頻度等が明らかでないというのである。そうすると、以上の各業務による心理的負荷の程度を判断し得る材料がないというほかないから、これらが本件疾病を発症させる程度に過重なものであったということはできない。

(ウ) 代勤業務等の増加について

a 認定事実(3)ウ(ア)～(ウ)によれば、**[REDACTED]**は、本件昇任前1年間の代勤業務等の割合（勤務日数に占める代勤業務等の日数）は、128回のうち55回、約43%であり、本件昇任後1年間の同割合は、120回のうち116回、約97%（本件昇任後から本件死亡までの間では、124回のうち119回、約96%）であったことが認められ、**[REDACTED]**の代勤業務等は、本件昇任に伴って格段に増加している。また、認定事実(3)ウ(オ)によれば、**[REDACTED]**と他の同格の消防士長との各代勤業務等の回数は、別紙3のとおりであり、**[REDACTED]**の代勤業務等の割合は他の同格の消防士長と比較して高かったことが認められる。しかしながら、代勤業務等は、本来の職務（梯子車隊機関員）に就いている場合よりも勤務時間（拘束時間）が長くなるわけではないから（この点は、当事者間に争いがない。）、代勤業務等の増加による公務の過重性は、本来の業務に比した場合における質的な過重性が問題となる。

b 代勤業務の過重性の検討

(ア) 他車隊における機関員又は操作員としての勤務について  
認定事実(1)アによれば、**[REDACTED]**は、本件昇任をする以前の勤務において、北署第1車（タンク車）隊、第2車（ポンプ車）隊及び救助車隊の各操作員及び機関員を経験していることが認められる上、上記aで見たとおり、他車隊における代勤業務（ただし、車隊長代理は除く。）も少なからず行っていたことにかんがみると、本件昇任後に代勤業務として他車隊の機関員又は操作員をすることは、経験

のある業務に就くというものであるから、それ自体が質的に過重なものであったとは解されない。

この点、原告は、車両ごとに特性（積載機材等）が異なり、本来の担当車両と異なる車両を取り扱うことによって心理的負荷が生じると主張し、これに沿った証拠（甲16、証人■）もある。しかしながら、証拠（甲26、証人■）によれば、同一車隊（車両）であれば、機種やメーカーが異なるものであっても、基本的な操作方法は異なるものと認められ、仮に他車隊の車両を取り扱うことによって心理的負荷を受けたとしても、本件昇任の前後において代勤業務自体の過重性が異なるものとは考え難く、本件昇任前における■の代勤業務の実績を踏まえると、本件昇任後における■の代勤業務（他車隊における機関員又は操作員としての勤務）が本件昇任前と比べて質的に過重なものであったと解することはできない。

(b) 梯子車隊車隊長代理について

■の本来業務は梯子車隊機関員であるから、梯子車隊車隊長代理として梯子車を操作することによる心理的負荷の増大は想定できない。また、証拠（甲12の4、甲15、乙3・54頁、154頁～157頁）によれば、南署本署の梯子車隊は、■隊長及び■の2名で構成されており、■隊長が休みの時に■が梯子車隊車隊長代理に就いた際には、他の隊員は梯子車隊に配置されていないことが認められることからすると、■が梯子車隊車隊長代理として他の隊員を指揮命令することによる心理的負荷も想定し難い。そうすると、梯子車隊車隊長代理としての代勤業務が、本来の業務（梯子車隊機関員）に比して質的に過重なものであったとは解されない。

(c) 他車隊における車隊長代理について

■は、本件昇任によって車隊長代理を命じられるようになったものであるところ、認定事実(2)ウ(オ)、同エ(ニ)及び(ク)によれば、■は隊員を指揮命令することに対する不安を持っていたこと、■は、平成10年5月21日の本件横転事故について、車隊長の責任に言及し、「俺だったら…辞めないかんの一」と発言するなどしていたこと、■が消防士長（車隊長）の責任の重さに対する不安を同僚に話していたことなどを併せ考えると、■は、車隊長代理として、車隊に配置された隊員を指揮命令する責任を負担することについて、心理的負担（ストレス）を感じていたことが推認される。

しかしながら、車隊長代理が隊員を指揮命令する責任について心理的負担（ストレス）を感じるとしても、それ自体は車隊長代理としての職責に当然に伴う一般的な負担であり、特段の事情がない限り、このような心理的負担（ストレス）をもって当該公務自体の内在的危険を基礎付けるものとみることはできない。

また、消防士という職業の性質上、待機時間においても、相応の緊張感を維持し、仮眠時間であっても出場時を想定しておかなければならぬものと解されるが、これらの事情は、全ての消防士に共通したものであり、このこと自体のみから公務の過重性が基礎付けられるわけではなく、実際の出場回数等を含めた個別具体的な事実を踏まえつつ、過重性を検討する必要がある。

そこで検討するに、前述のとおり、■は、平成10年11月ころに本件疾病を発症したものと認められるところ、本件昇任から同年30日までの約7か月間における代勤業務等についてみると、■が他車隊の車隊長代理となった回数は、合計26回（当務）であるが、証拠（甲12の4）によれば、■が他車隊の車隊長代理を

命じられていても、同時に当該車隊の車隊長が配置されている場合が12当務あったことが認められる。また、他車隊の車隊長代理を命じられた際に、実際の出場があったのは12当務（出場回数は19回）であり、他車隊の車隊長代理として出場したのは4当務（出場回数は7回）にすぎない（別紙4参照）。これらに加えて、[REDACTED]は、前述したとおり、他車隊の機関員ないし操作員としての経験を有していたことを併せ考えると、[REDACTED]が、他の消防士長と比較して他車隊の車隊長代理となる頻度が特に多く、それ自体に不公平感等を抱いたことはあり得るとしても、他車隊の車隊長代理となることによる心理的負担（ストレス）が、社会通念上、客観的にみて、本件疾病を発病させる程度に過重なものであったと解することはできない。

c 出張所代勤業務の増加について

認定事実(3)ウ及びオによれば、本件昇任から平成10年11月30日までの約7か月間における[REDACTED]の出張所代勤業務の回数は合計4回にすぎない（なお、このうち出場回数は、同年10月29日の1回のみである）。以上の出張所代勤業務の頻度に照らすと、出張所代勤業務が本件疾病を発症させる程度に過重なものであったとは解されない。なお、認定事実(2)エ(ク)によれば、[REDACTED]は、出張所代勤業務に際し、車隊長代理を行うときに先輩から気を遣われる事がかえって気苦労になる旨発言しているが、同発言は、先輩の[REDACTED]に対する気遣いについて恐縮していることについて発言したものであると解され、同発言は上記判断を左右するものではない。

d 以上b及びcによれば、本件昇任から本件疾病発症までの間の[REDACTED]の代勤業務等については、他車隊の機関員又は操作員としての勤務、梯子車隊車隊長としての勤務、他車隊の車隊長代理としての勤務、出

張所代勤業務における勤務のいずれについても、それらによる心理的負荷が、客観的にみて、本件疾病を発症させる程度の過重性を持ったものであったとは解されず、したがって、本件昇任から本件疾病発症までの間における[REDACTED]の代勤業務等による心理的負荷を全体としてしても、社会通念上、客観的にみて、本件疾病を発症させる程度に過重なものであったとは解されない。

(エ) 夜勤のパターンの不規則化について

a 認定事実(3)エによれば、[REDACTED]は、代勤業務の増加に伴い、夜勤における仮眠時間帯が不規則になったことが認められる。しかしながら、前提事実(2)エのとおり、南署においては、2日間（拘束時間は24時間15分ないし24時間であり、2日目の朝以降が非番となる。）を1当務として合計7時間ないし6時間の仮眠時間を予定した変形労働時間制を採用するとともに、週休日（8週14休制ないし4週8休制）を確保しており、非番日及び週休日に疲労を回復することが予定されているものと解される。そして、[REDACTED]が本件昇任をしてから本件疾病が発症した平成10年11月ころまでの間における[REDACTED]の時間外勤務、休日勤務及び年次休暇等の状況が認定事実(3)ア及びイのとおりであったことを併せ考えると、[REDACTED]は、疲労を回復できるだけの休暇（休息時間）を確保していたものと認められるから、夜勤のパターンの不規則化が本件疾病を発症させる程度の過重性を基礎付けるものは解されない。

b なお、原告は、待機時間に関して、この時間は休憩時間ではなく、心理的負荷の程度は低くない旨主張している。確かに、消防士という職業の性質上、待機時間においても、相応の緊張感を維持し、仮眠時間であっても出場時を想定しておかなければならないものと解されるが、以上のことは、全ての消防士に共通したものであり、このこと自

体のみから公務の過重性が基礎付けられるわけではなく、実際の出場回数等を含めた個別具体的な事情を踏まえつつ、質的な過重性等を検討する必要がある。

そこで検討するに、[■]の出場状況を示す別紙4によれば、[■]は、本件昇任から同年11月30日までの約7か月間に合計28回（月平均4回）出場しており、その具体的な内容は、同別紙に記載のとおりであるところ、このうち、夜勤のパターン（班）が分かれる時間帯（平成10年5月24日までは午後8時から翌午前7時30分まで、同月25日以降は午後10時から午前6時まで）に出場した回数は合計10回（月平均1.4回）であって、このうち他車隊の車隊長代理としての出場回数は4回にすぎなかつたことが認められる。

以上の夜勤時の出場状況にかんがみると、夜勤の待機時間において相応の緊張感を維持しなければならないこと等を勘案するとしても、[■]の夜勤の状況が、本件疾病を発症させる程度の過重性を基礎付けるものと解することはできない。

(イ) 前提事実及び認定事実で認定された事実関係においては、本件疾病の原因となり得ると考えられる環境因としては公務以外のものをうかがうことができないのであるが、以上(ア)～(乙)の検討によれば、[■]が本件昇任後本件疾病を発症するまでの間に従事した公務による心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて、本件疾病を発症させる程度に過重なものであつたとはいえないから、上記の公務と本件疾病との間に地方公務員災害補償制度における公務起因性を認めることはできない。

なお、原告は、本件昇任に伴う担当職務や代勤業務の増加は、判断指針の「③仕事量・質の変化」、「勤務形態に変化があった」に該当し、強度はⅡに該当するが、特に代勤業務等の増加については、その回数が異常であるから、その心理的負荷の強度をⅢに、総合評価は「強」に修

正すべきであると主張する。しかしながら、代勤業務等の具体的な状況は、上記(イ)で検討したとおりであり、その心理的負荷が本件疾病を発症させる程度に過重なものであったとは認められず、判断指針における評価を修正すべき要素があるということはできない。

#### エ 本件疾病発症後の公務従事について

原告は、本件疾病を悪化させた公務上の出来事として、①平成11年1月1日の本件消防活動、②代勤業務の増加（特に、同月以降、太田出張所への出張所代勤業務が増加したこと）、③本件人事異動及び④本件自損事故を挙げている。

##### (ア) 本件消防活動について

認定事実(2)エ(ア)によれば、[■]は、被災者を目の前にして立ちすくむなど、消防士としては特異な反応（様子）を示しているものの、本件消防活動において[■]が従事した業務内容が、通常の消防活動と異なる特別なものであったというわけではない。そして、認定事実(2)エ(シ)によれば、[■]は、同月11日に発生した火災に際し、出場指令音に気付かなかつたという出来事があったものの、特段の支障なく消火活動を終えていることが認められ、その後の公務に特段の支障が生じたことをうかがわせる証拠はない。以上のことにかんがみると、本件消防活動が本件疾病の悪化に与えた影響の有無、内容は、明らかではないといわざるを得ず、また、本件消防活動による心理的負荷が、客観的にみて、本件疾病を悪化させる程度に過重なものであったと解することはできない。

##### (イ) 代勤業務等（特に出張所代勤業務の増加）について

[■]は、認定事実(3)ウ(イ)～(エ)によれば、[■]は、平成10年12月1日から平成11年5月6日までの約5か月間、合計46回の代勤業務等（このうち梯子車隊車隊長代理21回、他車隊の車隊長代理6回、その他19回）を行っていること、以上の代勤業務等の回数は、本件疾病発

症前7か月間の73回に比べて減少していること、出張所代勤業務は、本件疾病発症前7か月間の合計4回（このうち車隊長代理は3回）に対し、上記約5か月間に合計8回と増加しているものの、このうち車隊長代理を命じられたのは1回であることが認められる。そうすると、本件疾病発症後における代勤業務等を全体としてみると、本件疾病発症前に比べて過重になったとは言い難く、むしろ軽減している。出張所代勤業務についてみると、回数としては倍増しているが、1か月当たりでみると、約0.57回から1.6回になったというものであり、1か月当たりの回数自体は多いものとはいえない。以上の点に加えて、[REDACTED]が本件疾病発症後も特段の支障なく代勤業務等に従事し続けていることにかんがみると、上記の代勤業務等が本件疾病的悪化に与えた影響の有無、内容は、明らかではないものといわざるを得ず、また、客観的にみて、上記の代勤業務等による心理的負荷が本件疾病を悪化させる程度に過重なものであったと解することはできない。

(ウ) 本件人事異動及び本件自損事故について

認定事実(2)オ(ア)によれば、本件人事異動で信頼していた[REDACTED]隊長が異動することは、[REDACTED]にとって強い喪失感を抱かせる出来事であったものと推測され、認定事実(2)オ(イ)によれば、本件自損事故は、本件人事異動の当日において、しかも新しい梯子車隊車隊長である[REDACTED]との初めての走行訓練において発生したものであるから、事故自体は軽微であるとしても、[REDACTED]は本件自損事故によって相応の心理的ストレスを受けたものと推測される。

しかしながら、[REDACTED]は、認定事実(2)オ(ア)のとおり、本件人事異動によって庶務業務の責任者となるなど、南署警防第2係における責任が増えていく状況になったことは認められるものの、その具体的な負担の増加の程度は明らかではなく、消防士長としての役割が増大したことをうかが

わせる事情は認められない。また、本件自損事故についても、認定事実(2)オ(イ)のとおり、それ自体軽微な事故であって、その責任が問われるということもなかったのである。そうすると、本件人事異動及び本件自損事故は、客観的にみて、本件疾病を悪化させる程度に過重なものであったと解することはできない。

また、[REDACTED]は、本件人事異動及び本件自損事故を異常なほどに深刻に受け止めていたことが認められるところ、上記(2)エのとおり、[REDACTED]の本件疾病は、平成11年4月上旬ころには、既に重症エピソードの程度に悪化していたものと認められることを併せ考えると、[REDACTED]は、本件疾病が重症化していたからこそ、本件人事異動及び本件自損事故を異常なほどに深刻に受け止めることになったものと推認される。したがって、本件人事異動及び本件自損事故による心理的負荷が本件疾病を悪化させた要因であるとみるのは相当でないというべきである。

(エ) 以上のとおりであるから、本件疾病発症後の公務上の出来事による心理的負荷は本件疾病的悪化の要因になったものということはできず、上記の出来事をもって本件疾病発症後の[REDACTED]の公務と本件疾病的悪化との間に相当因果関係を認めることはできず、他にこの点を認め得る証拠はない。

なお、原告は、本件疾病発症後の出来事について、大震災救助活動によってストレス耐性が低下し、かつ、既に本件疾病を発症した状況において、更に追い打ちをかけるように上記(ア)～(ウ)の出来事が集中したことなどにかんがみると、判断指針によても、その心理的負荷の強度を総合的に評価すれば「強」と評価することができる旨主張する。しかしながら、本件疾病発症後の出来事の具体的な状況は、上記(ア)～(ウ)で検討したとおりであり、その心理的負荷が本件疾病を悪化させる程度に過重なものであったとは認められないから、判断指針による評価を修正すべき要

素があるということはできない。

### 3 結語

上述のとおり、前提事実及び認定事実で認定された事実関係においては、本件疾病の原因であると考え得る環境因としては、公務以外のものがうかがわれない。そして、[REDACTED]が、消防職員として、誠実かつ熱心に公務に精励してきたことは、その上司や同僚、家族の誰もが認めるところであり、原告が、本件において、本件疾病の発症及び本件死亡が公務に起因するものである旨主張することについては、遺族の心情として十分理解できるものである。しかしながら、地方公務員災害補償制度は、公務と災害との間において、条件関係だけではなく、相当因果関係が認められる必要があるところ、上述のとおり、[REDACTED]の公務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、本件疾病を発症、悪化させる程度に過重であったと認めることができない以上、[REDACTED]の公務と本件疾病的発症及び本件死亡との間に相当因果関係を認めることはできないといわざるを得ない。そうすると、原告の請求は理由がないというべきであるから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第19部

裁判長裁判官 青野洋士

裁判官 渡邊和義

裁判官 村田一広

<別紙省略>